

有害鳥獣被害防止総合対策事業 (狩猟免許取得支援事業) の拡充内容

狩猟免許取得支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度新規狩猟免許取得者



【対象経費・補助率・補助上限額】

対象経費（※裏面参照）	補助率	補助上限額
① 狩猟免許取得費用	全額	20万円以内
② 猟銃所持許可関係費用		
③ 狩猟者登録費用		
④ 猟銃等購入費用 〔猟銃・ロッカー・わな等〕	1/2以内	



狩猟免許更新支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度狩猟免許更新者、
または、福島県猟友会の市内支部会員



【対象経費・補助金額・補助条件】

- 狩猟免許更新手数料の全額（2種類以内）

捕獲活動技術向上支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 福島県猟友会の市内支部会員



【対象経費・補助金額・補助条件】

- 射撃訓練参加者の費用のうち、1万2千円/人（2回以内/年度）



狩猟免許取得支援事業

[新規狩猟者への初期投資支援]

【補助対象経費】

区分		補助率
1 狩猟免許取得		(全額)
① 狩猟免許試験申請手数料		
② 初心者講習受講料		
③ 医師の診断書料		
2 猟銃所持許可		
① 初心者講習会申込手数料		
② 射撃教習資格認定申請手数料		
③ 戸籍謄本手数料		
④ 身分証明書手数料		
⑤ 住民票手数料		
⑥ 猟銃用火薬類等譲与許可申請手数料		
⑦ 医師の診断書料		
⑧ 写真代		
⑨ 射撃教習費		
⑩ 実包購入費		
⑪ 猟銃所持許可申請手数料		
3 狩猟者登録		(全額)
① 狩猟者登録手数料		
② 狩猟税		
4 猟銃等購入		(1/2)
① 銃		
② ガンロッカー		
③ 装弾ロッカー		
④ 洗い矢		
⑤ 銃カバー		
⑥ ワナ		
(補助金額) (1 + 2 + 3) + (4 × 1/2) [上限額 : 200,000円]		